

若年者向け消費者教育事業

【課題】

若年層の消費者被害の防止のために、情報発信にどのように取り組むか。
どうすれば若者に情報が届くのか。

平成31年4月25日

福島県消費生活課



- ・若年層はスマホを使いSNS上の投稿やニュースを情報収集源にしている傾向。
- ・最も利用されているSNSの1つがLINE。



「LINE@」による情報発信

- ・対象：高校生、大学生等
- ・月1～4回（メッセージ配信）
- ・発信する情報：消費者被害防止に有益な情報

※「LINE@」とは、ビジネス向けのLINEアカウントで、主として企業が消費者に対する広告手段として活用している。

今後進めていくこと

○ 友だち登録の促進

- ・高校に社会への扉の活用を働きかけるとともに、QRコード入りのグッズ（クリアファイル等）を配布し、事業を周知。
- ・県内の大学生に（大学経由で）メールにより事業をPR。

○ 発信する情報の選定



「架空請求詐欺にご注意！」



「オレオレ詐欺にご注意！」

※ ネットトラブル・なりすまし詐欺被害防止動画（福島県警）